工事名:〇〇〇二事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

## ■落札者決定基準【簡易型①(舗装)】

水道局

分類	i	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点		
		②品質管理 (最大2提案)(注1)		0000	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	1.5点/1提案 の			
	1				b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		左記得点 の合計点 Max 8	小計	
ħ	施 エ				c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bl=該当しない	0			
1	計画	③安全管理 (最大2提案)(注1)		0000	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が 見られる	3点/1提案 1.5点/1提案 0 左記符 の合計 Max 8		12点 満点	
	1				b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる		左記得点の合計点		
					c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、bに該当しない		Max U		
		工事成績評定点		して請負った工事を含む)として	a. 65点以上	(工事成績評定 -65)×0	点の平均値 .1 Max2.5		
		別に採点し、	別に採点し、出資 比率による加重平	アは上の調表エ争」のエ争成績 評定点の平均値(過去5年間の 全件数の平均値)	b. 60点以上 65点未满	(工事 成績 評派	点の平均値   -65)×0.4		
					c. 60点未満	=:	3		
		1134	表彰(JVは全構成 会社別に採点し、 出資比率による加 重平均とする) (注5)	は全構成 選去5年間における国土交通省 近畿地方整備局(港湾空港関係 による加 する) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 〇下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(江事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開党)表彰 ・優良工事等施工者(技術開党)表彰 ・優良工事等施工者(現構環境向上)表彰 〇下記の特別優秀の表彰を受けている ・コングリート構造物品質コゲストの表彰	0.5点/1表彰	左記得点 の合計点 Max I	··· 小計	
技					b 奈良県県土マネジメント部の表彰 〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている ・奈良県県土マネジメント部最長工事表彰				
案	企				c. 国土交通省近畿地方整備局の表彰 〇下記の事務所長表彰を受けている ・侵良工事等施工者(工事施工者)表彰 〇下記の優秀又は入資の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コンテストの表彰				
書(注	業の施				d. 奈良県県土マネジメント部の表彰 〇下記の県土マネジメント部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている ・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰				
	T.	IS 09000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは: 成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)			e. 上記a, b, c, dに該当しない a. 本社、工場等、当該工事関係部署がIS 09000シリーズかつIS 014000シリーズ認証を	0		10点	
	1				取得している b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を	0.5		A44 200.	
				比率による加重平均とする)	取得している				
	特等	同種工事			c. 上記a、bに該当しない	0	0		
1	÷	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点 する)又は専任補助者 (現場代理)の実績 (注6)(注14)		0000	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注12)	2			
				番のみ採点 送去15年間の元請(いの構成員 に採納財 (人)の実績 (本)の実績 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	b. 主任技術者·監理技術者·現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある (注12)	1			
					c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は余良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引波が完了した同種工事の施工実績がある (注13)				
	Į				d. 上記a、b、cに該当しない	0		1	
		地域結通度(, V)		②(JV は全構 採点し、出資 加重平均とす (注11)	<ul><li>a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している</li></ul>	2.5			
	- 1	比率による加重半均とす	b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し ている		1.	5			
	-	る) (注5)			c. アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している d. 上配a, b. dに該当しない	1 0			
		社会・地域貢献(JVは全 構成会社別に採点し、出 資比率による加重平均と する) (注5)		貢献(JVは全 川に採点し、出 る加重平均と災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1			
					b. 上記aに該当しない	0			
		.,	*	I.	加 算 点 合 計 (注8)	22	点満点	1	

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。 (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日~令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日~令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。な、過去15年間とは、平成20年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日~令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成構評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成構完定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ていた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての素積は、工期の完了日本で従事しただし、現場代理人としての素積は、工期の完了日本で従事しただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日本の経過であって、工程全体の1/2以上とする。「同様工事の条質を発音を持ち、またでは、現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で流45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の実績又は流45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を企画するを配置した専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を企画すると、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績禁定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を必定できない場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績禁定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を必定できない場合は、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を非常するものと当ちなの告日時点で流45歳以下の配置技術者を非常するものとする。また、流45歳以下の配置技術者を記置できない場合は、専任補助者、現場代理人)が配置技術者を非常すると、現在では、専任補助者、は、日本の表面により

- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 ものに限る」。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事名・工事名・大事者号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格をし、入札参加は認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事者分が選正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体を及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入礼時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の任名が入礼時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない場合、は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- ただし、対象となる国家責任は、産政業法、30所依定」、産業工法、産業工品級、大阪利工会、70所工会、70所工会、70所工の映りに依む。
  (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法、技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

## ■落札者決定基準【簡易型②(舗装)】

水道局

分類	評価(審査)項目		評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
施工	②品	質管理	0000	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる	左記得 1.5点/1提案 の合計	左記得 点 の合計点	小計
計画	(最大2提案)(注1)		0000	c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	Max 6	満点
		工事成績評定点	て完成・引渡が完了した、奈良 県水道局発注の「予定価格が1 千万円以上の舗装工事」の工事 成績評定点の平均値(過去5年	a. 65点以上	(工事成績評算 - 65)×	0.1 Max 2.5	
		別に採点し、出資 比率による加重平		b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.4		ī
		均とする) (注15)		c. 60点未満	-:	3	
	企業の施工実	業の施工実績 表彰(JVは全構成会社別に採点しる加重変化をよる)	過去5年間における国土交通省 近畿地方整備局(港湾空港関係 を除く)又は奈良県県土マネジメ ント部発注の舗装工事に対する 表彰 (注2)	a 国土交通省近畿地方整備原の表彰  ○下記の局長表彰を受けている  ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(支事施工者)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優な、工事を施工者(安全対策)表彰 ・の下記の特別優秀の表彰を受けている ・コングリート構造物品質ンプストの表彰  b. 奈良県県土マネジンと部の表彰	0.5点/1表彰		
	績			〇下記の県土マネジメント部長表彰を受けている - 奈良県県土マネジメント部委良工事表彰		左記得点 の合計点 Max I	
				<ul> <li>国土交通省近畿地方整備局の要彰 ○下部の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事施工者)表彰 ○下部の優秀又は入宮の乗転を受けている ・コンクリート構造物品質ルデルの要彰</li> </ul>			
企				d. 奈良県県士マネジルト部の表彰 〇下記の県土マネジルト部の所長表彰(発注機関の長による表彰)を受けている 奈良県県土マネジルト部委良工事表彰			
,				e. 上記a, b, c, dに該当しない a. 本社、工場等、当該工事関係部署がIS 09000シリーズかつIS 014000シリーズ認証を	1		
の施	ISO 構成 (注	会社別に採点し、出	000シリーズ認証取得(JVは全 資比率による加重平均とする)	b. 本社、工場等、当該工事関係部署がSO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を 取得している	0.	5	小吉
			同種工事	c. 上記a、bに該当しない	C		12点
実			0000	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注12)	2		) )
績等	(JV) する (現:	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点 する)又は専任補助者 (現場代理人)の実績	定技術者の実績 法章在4構 は事任補助者 大理人の実績 注主 (14) (注注	b. 主任扶術者・整理技術者・現場代理人(同様工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同様工事の施工実績がある(注12)	1		
	(注:	5)(注14)		現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある (注13)	1		
	tah tas	接 通度 ( .IV/上 全楼	i度 (JVは全構  に採点し、出 本店の所在地及びアスファルト よる加重平均 (注10)	d. 上記a, b. cに該当しない a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	2.		
	成会	社別に採点し、出 率による加重平均		b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し ている	1.	5	
	(注	5)		c. アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1		
	構成	社会・地域貢献(JVは全 構成会社別に採点し、 世別と事会( はと事ではる加重平 均とする) (注15)		d. 上記a,b,cに該当しない a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
	均と			b. 上記aに該当しない	c		
		受注工事量	令和5年6月1日以降に発食県 県土マネジント部。食と濃の服 興部、水循環・森林 景観環境 新、水道市から総合評価落札力 に限る) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a. 当該期間の受注件数が0件の場合	2	2	
	受注			b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.	5	
	(本)			c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1		
	(注			d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.	5	
			の件数 (注11)	e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	C		
				加 算 点 合 計 (注7)	18	3点 満点	

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5.4年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日~令和5.年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日~令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した 工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。 過去15年間とは、平成20年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日~令和5年3月31日までに完成し、かつ、引張しが完了した工事の工事成績評定員についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

- (注5)「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで 従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある事任権制制、関場代理人」を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で海45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は海45歳以下の配置予定技術者を配置し、事任権制制 現場代理人」の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者「専任補助制 度を活用しない場合)又は専任補助者、現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置した非成工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度 を活用してい場合と、企工を対象とでは、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置とされ、2016年のとする。また、流45歳以下の配置技術者を配置できない場合と、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置できるものとする。また、流45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を配置できない場合と、事任補助者(現場代理人)が配置技術者を服置するものとする。
- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人投法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7)加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。
- (注注) 加昇版の日まが城内によりが城内により出る。 (注語) 技術提案書の事前提出書類について、工事名、工事番号が適正でない場合、会社名 (共同企業体の場合、共同企業体名も含む) が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、 会、提出支表的必様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。 技術提案書の事後起注書類について、工事名、工事書号が直正でない場合。会社名 (共同企業体の場合、共同企業体名 及び代表者名) が記載されていない場合、関ロがない場合(電子 入札システムで提出する場合は採用なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない 場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出 されない場合は実格とする。
- (注9) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注10) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注11)「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における同種工事の施工時に資格未取得者とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は整理技術者になりうる 国家資格を行していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注15) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注16) 受注工事量は本工事に単独で参加する場合のみ評価対象とし、本工事にJVで参加する場合は評価しない。

## 落札者決定基準

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

■落札者決定基準【特別簡易型(舗装)】

水道局

分	類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
		企業	円以上の舗装工事」の工事放積 評定点の平均値(過去5年間の 全性数の平均値)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 65)×0.1 Max2.0	2.0
		<u> </u>		b. 60点以上 65点未满	(工事成績評定点の平均値 -65)×0.4	
		実績		c. 60点未满	-3	
		IS 09000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を 取得している b. 上記aに該当しない	0.5 0	
技	企業	配置予定技術者の工事 成績評定点又は専任補 助者(現場代理人)のエ 事成績評定点 (注4)(注13)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)の主 住技術者・監理技術者・現場代 理人(舗装工事の施工時に資格 取得者)として完成・引渡が完了 した、奈良県水道局発注の観害 工事の工事成績評定点の最高	a. 65点以上	U (工事成績評定点の最高点 -65)×0.04 Max1.0	
術提案	の 施			b. 65点未満	0	小計 8.5点
書	工実	地域精通度	本店の所在地 (注11)	a. 工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	2	満点
(注	美績			b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1	
37	等			c. 上記a、bに該当しない	0	Ì
	•	社会·地域貢献	災害協定の締結	a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
				b. 上記aに該当しない	0	
		受注工事量	県エマインダントが、民と長の振 興新、水道環、森林・鼻観環境 部、水道局から総合評価落札方 式一般競争入札で公告され、本 工事の公告日の前日までに県と 単独で契約締結した予定価格 (税込み)1千万円以上の落札者 法会其準が続端せの場び工事の	a. 当該期間の受注件数がO件の場合	2	
				b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5	
				c. 当該期間の受注件数が2 件の場合	1	
				d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	
				e. 当該期間の受注件数が4 件以上の場合	0	
				加 算 点 合 計 (注8)	8.5点 満点	

- (注1)過去5年間とは、平成30年4月1日~令和5年3月31日までとする。
- (注2)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注3) A等級は予定価格が1千万円以上、B等級は予定価格が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。 ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日~令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注4) 主任技術者・監理技術者・現場代理人としての工事成績評定点の評価は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の工事成績評定点又は専任補助者(現場代理人)の工事成績評定点において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合) 又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助制度を活用して落札した後、 理人が配置技術者を添す表者である場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代 理人)が配置技術者を考えるよのとする。
- (注5)「配点」については、小数第2位までとする。
- (注6)過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、最高点を65点とし、配点は0点とする。
- (注7) 現場代理人における「舗装工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12-5が提出されない場合は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注12)「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。
- (注13)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。